公告第６８号

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６及び安達地方広域行政組合財務規則（昭和４７年安達地方広域行政組合規則第９号）第２条で準用する二本松市財務規則（平成１７年二本松市規則第３６号）第１０３条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

令和８年１１月２日

安達地方広域行政組合管理者　三保恵一

1	契　約　方　法	制限付一般競争入札
2	件　　名	リサイクルセンターＩＴＶ監視装置修繕
3	施　工　場　所	福島県本宮市本宮字作田１１３番地 安達地方広域行政組合リサイクルセンター
4	種　　別	建設工事　電気通信
5	概　　要	・リサイクルセンターＩＴＶ監視装置映像出力機器の修繕 ※詳細は閲覧仕様による。
6	履　行　期　間	着手　　契約締結日の翌日
		完了　　令和９年３月２６日
7	担　当　職　員	もとみやクリーンセンター　主査　橋本　浩平
8	予　定　価　格	事後公表とする。
9	低入札価格調査執行時の基準価格	設定しない。
10	入札参加資格要件	入札に参加できるのは、開札時点において(1)から(6)に掲げる要件をすべて満たしている者とする。
	(1)　法 令 関 係	地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。
	(2)　登 録 内 容	本組合の令和７・８年度入札参加資格者名簿（建設工事　電気通信）に登録されていること。
	(3)　資格総合点数	経営事項審査結果の総合評点が６５０点以上であること。
	(4)　技術者の配置	関係法令を遵守して適正に配置できる技術者がいること。
	(5)　資格制限措置	安達地方広域行政組合入札参加資格制限措置要領に基づく制限措置期間中でないこと。
	(6)　そ　の　他	過去２か年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績を有すること。
11	入札参加申込手続	
	(1)　提 出 書 類	・業務委託等制限付一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）
		・宣誓書（指定様式）
		・配置予定技術者確認書
		・配置予定技術者の経歴書及び身分証明書
		・経営規模等評価結果通知書　総合評定値通知書（写）
		・資格要件(6)で定める受注実績及び履行を証明する書面（写）
	(2)　提 出 方 法	指定様式により郵送、又は持参すること。

	(3) 提　出　先	〒９６９－１１１１　福島県本宮市本宮字作田１１３番地 安達地方広域行政組合もとみやクリーンセンター 電話番号：０２４３－３３－５４９９　FAX 番号：０２４３－３４－３９１１
	(4) 申込受付期間	令和８年１１月１０日（火）から令和８年１１月１２日（木）まで ※毎日午前８時３０分から午後５時まで
12	設計図書等の閲覧及び現場説明（確認）	
	(1) 場　　所	安達地方広域行政組合もとみやクリーンセンター
	(2) 期　　間	令和８年１１月２日（月）から令和８年１１月９日（月）まで ※土日祝日を除く毎日午前９時から午後５時まで ※現場確認については、事前に担当職員の確認を取ること。
13	設計内容に関する質問	
	(1) 方　　法	本修繕に関する質問は、指定の様式によりＦＡＸ又は電子メールで送信すること。 なお、送信後は確認のため必ず電話連絡すること。
	(2) 送　信　先	安達地方広域行政組合もとみやクリーンセンター 電話番号：０２４３－３３－５４９９　FAX 番号：０２４３－３４－３９１１ メールアドレス：clean-center@adachikouiki.lg.jp
	(3) 期　　限	令和８年１１月９日（月）午後５時まで
	(4) 回答予定日	令和８年１１月１１日（水）
	(5) 回答方法	上記期日までに質問者に対してＦＡＸで回答するとともに、組合ホームページに掲載する。
14	入札方法等	
	(1) 入札の形式	会場持参方式による入札
	(2) 提出書類	・入札書
		・見積内訳書（指定様式）
		・委任状（指定の様式で代理人を立てる場合のみ提出）
15	入札日時等	
	(1) 日　　時	令和８年１１月１９日（木）午後１時３０分
	(2) 場　　所	安達地方広域行政組合もとみやクリーンセンター　２階　大会議室
16	入札回数	３回を限度とする。
17	入札保証金	免除とする。 ただし、落札者決定後契約を締結しない場合には、落札者に対して落札金額（消費税及び地方消費税額を含む。）の１００分の５に相当する額の納付を求める。
18	入札書の記載金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者か非課税業者かを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
19	落札者の決定	予定価格以下の最低価格入札者を落札者とする。
20	入札の無効	安達地方広域行政組合競争入札心得の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とする。
		(1)　１０項に記載のある入札参加資格要件を満たさない者のした入札
		(2)　入札者の印が無い又は欠けている入札書により行った入札

		(3) 見積内訳書の提出を求めている入札で、内訳書の記載内容が非常に簡略（種別ごとの計算過程がなく「一式」表記のみであるもの）であり内訳書の意義をなしていないと判断できる入札
		(4) その他、各様式記載例に記載のある注意事項又は当組合において特に指定した事項に違反した入札
21	契約事項	安達地方広域行政組合財務規則（昭和４７年安達地方広域行政組合規則第９号）及び安達地方広域行政組合物件修繕請負契約約款（平成２３年安達地方広域行政組合告示第１３号）に基づき契約を締結する。
22	契約確定の時期	地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条第５項の規定により、両者が記名押印したときに確定する。
23	契約保証金	契約を締結しようとする者は、安達地方広域行政組合財務規則（昭和４７年安達地方広域行政組合規則第９号）第２条で準用する二本松市財務規則（平成１７年二本松市規則第３６号）第８８条の規定により、請負代金又は契約代金の１００分の１０以上の額の契約保証金を納付、若しくは同規則第１５６条第１項各号に規定する有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、管理者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社を言う。）の保証に係る証書を提供すること。なお、契約保証金の減免については、同規則第９０条の規定に基づくものとする。
24	前払金の支払	無
25	その他	(1) 当組合指定様式は、当組合ホームページ「インフォメーション→各種様式→入札関係様式→入札・契約関係様式一覧ダウンロード」から取得すること。
		(2) 当該入札公告に記載する内容のほか、当組合の入札・契約関係法令及び入札制度等について熟知のうえ入札に参加すること。
		(3) 日曜日、祝日及び休日は労務者を休養させるよう配慮すること。
		(4) 契約締結時までに「業務責任者通知書」及び受注者と配置技術者が直接的雇用関係にあることを証明する書面（社会保険証等の写し）をもとみやクリーンセンターへ提出すること。
		(5) 建設業者が、施工の一部を下請に付する場合は、安達地方広域行政組合物件修繕請負契約約款（平成２３年安達地方広域行政組合告示第１３号）に基づくものとすること。